

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」について

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

1. はじめに

本年3月、知的財産基本法が施行されたことに伴い、内閣に知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が設置されました。戦略本部は、我が国産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会を実現できるよう、政府全体における知的財産戦略を迅速かつ強力に推進することをその使命としています。このため、2003年3月19日に開催された第1回知的財産戦略本部会合以来、毎月1回のペースで本部員による活発な議論を重ね、7月8日の第5回同本部会合において、約270項目もの施策を網羅した従来にない画期的な内容を盛り込んだ「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下、「推進計画」という）」を決定しました。

この推進計画では、「知的財産立国」実現に向け

2002年2月	小泉総理 施政方針演説
3月	知的財産戦略会議 発足
7月	知的財産戦略大綱 決定
11月	知的財産基本法 成立
2003年1月	小泉総理 施政方針演説
3月	知的財産戦略本部 発足
7月	知的財産推進計画 決定

「知的財産戦略本部」発足までの経緯

た取組方針として3つの視点をあげています。

(1) 従来のはずにとらわれない、知的財産に関する特例を作る

我が国産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会を実現できるよう、従来の既成概念にとらわれることなく、大胆かつ柔軟にそうした仕組みを構築する。

(2) 国際競争力のある、世界に通用する制度を作る
世界各国の企業が集まり、様々な事業活動が活発となるよう、世界に通用する魅力ある制度を構築する。

(3) 時期を逸することなく、迅速に改革を行う
現在の世界は、大変なスピードで変化しつづけており、その中で淘汰されないためには、時期を逸することなくその変化に適合できるよう、企業もさることながら、国の制度も変化し続けなければならない。

推進計画では、こうした視点の下、関係府省の関連施策を取りまとめています。言うまでもなく、現在は急速な勢いで情報化革命が進行し、画一的な商品を生産する工業化社会から、知恵で勝負する「知財の世紀」を迎えています。日本国民が持つ素晴らしい発明の才、そして豊かな創作意欲をかきたて、経済再生へとつなげる社会構造の変革こそが、まさに知財改革であり、今回まとめられた推進計画は、改革の工程表として位置づけられるものです。

推進計画に取りまとめられた施策には、担当府省名が付され、その実施に当たっては、担当府省が責

医療関連行為の特許保護の在り方に関する
専門調査会

本年夏以降の特許に係る新審査基準の運用状況を踏まえつつ、医療関連行為の特許保護の在り方に関する調査・検討を行う

コンテンツ専門調査会

コンテンツビジネス振興に係る課題に関する調査・検討を行う

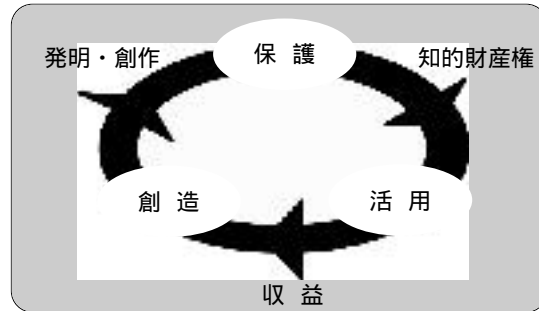
権利保護基盤の強化に関する専門調査会

模倣品・海賊版対策、知的財産の専門人材育成、知的財産権利化促進や司法制度等、知的財産の権利保護強化（エンフォースメント）に係る課題に関する調査・検討を行う

専門調査会の設置

任を持って取り組むことになっています。知的財産戦略本部は、全ての施策の実施に関与し、担当府省の取組状況を恒常的に確認するとともに、施策の実施が遅れている場合等は、その総合調整を行います。また、重要性の高い政策課題については、知的財産戦略本部に専門調査会を設置して、調査審議を行うこととしています。さらに、地方における知財への取組を活性化させると同時に忌憚のない意見を聴取するため、本年秋以降、全国各地において、知的財産に関するミニ・タウンミーティングも開催していく予定です。

推進計画では、このほか、「知的財産立国」実現に当たって配慮すべき事項として、「中小企業・ベンチャー企業への支援」、「地域の振興」、「行政・司法のサービス向上」、「競争政策の重要性と表現の自由などの重視」をあげています。これらは、知的財産の創造、保護、活用という「知的創造サイクル」を円滑にするため、中小企業、ベンチャー企業、そして地域といった産業基盤及び地域経済の担い手の知的財産活動を支援し、多様で活力ある経済社会の実現を促す必要があること、また、動きの早い経済



知的創造サイクル

活動と密接に関係する知的財産活動のための行政・司法サービスの向上の必要性などを配慮事項としてあげたものです。

本稿では、こうしてまとめられた推進計画を構成する創造分野、保護分野、活用分野、コンテンツ分野、人材成分野について、その背景にある基本的な考え方とともにそれに基づく主要施策を紹介したいと思います。

2. 知的財産戦略推進計画

(1) 創造分野

大学等における知的財産の創造を推進する

- ・ 知的財産の創造を重視した研究開発の推進
- ・ 研究開発評価において、ライセンス実績等知的財産を活用
- ・ 知的財産の大学等機関一元管理の原則の推進
- ・ 大学等における知的財産に関する費用の充実
- ・ 大学知的財産本部やTLOの整備
- ・ 特許法の職務発明規定を廃止又は改正する

知的創造サイクルは、知的財産の創造活動から始まります。その意味では、独創的かつ革新的な研究開発成果を生み出し、それを円滑に社会に還元するメカニズムを抜きにして、「知的財産立国」の実現はあり得ません。このため、非凡な才能を有する研究者の創作意欲をこれまで以上に刺激するとともに、大学・公的研究機関等において優れた知的財産

が創出され、それが社会において最大限に活用されるメカニズムを構築する必要があります。

大学は従来、研究と教育にウェイトが置かれてきましたが、今後はこれに加え、新産業の育成という役割を担うことが強く期待されています。

このような問題意識から、推進計画の中では、以下のような施策を盛り込んでいます。

知的財産の創造を重視した研究開発の推進

大学や公的研究機関において、民間の参加も得て、基礎研究段階からその研究成果の応用、技術移転に至るまで一貫して実施する研究開発制度や、国として戦略的に獲得すべき重要な知的財産の取得に向けた研究開発を更に充実する。また、特許情報の活用を推進するとともに、研究現場に知的財産担当者を配置するなどそのための体制整備を図る。

研究開発評価において、ライセンス実績等知的財産を活用

研究開発評価に知的財産を活用するに当たっては、ライセンス実績、共同研究・起業実績等、「総合的な評価指標」を策定し、研究費等の資源配分や研究者の業績評価、あるいは研究開発機関の評価に用いる。

知的財産の大学等機関一元管理の原則の推進

大学、公的研究機関において、特許等の効率的な活用が図られるよう、大学等の機関一元管理を原則とした体制を整備するとともに、そのための知的財産に関する研究者と機関の権利関係等のルールを明確化を図る。

大学等における知的財産に関する費用の充実

特許権が大学等で一元管理されることに伴い、国内外への特許出願件数の増加が予想されることから、公私を通じた大学等への海外出願経費を含めた特許関連経費の支援等を充実する。

大学知的財産本部やTLOの整備

大学知的財産本部や技術移転機関（TLO）といった知的財産に関する総合的な体制の整備を行い、大学等における知的財産の特許化及び活用を推進する。

特許法の職務発明規定を廃止又は改正する

発明者の研究開発へのインセンティブの確保、企

業の特許管理コストやリスクの軽減、及び我が国の産業競争力の強化等の観点から、所要の検討を行った上で、特許法第35条の職務発明規定を廃止又は改正する法案を提出する。

(2) 保護分野

知的財産創造のインセンティブを確保するとともに、その効果的な活用を図るためには、知的財産の適切な保護が不可欠であり、そのための制度や体制は、今後もより一層充実させていかなければなりません。また、新たに生み出された知的財産についても、国際的な制度の調和を念頭に置きつつ、技術革新の進展を踏まえて適正に保護する必要があります。このため、権利取得手続や訴訟手続の充実およびその迅速化のための体制を整備することによって、知的財産の保護を十全ならしめる基盤を早急に構築する必要があります。

このような問題意識から、推進計画の中では、以下のような施策を盛り込んでいます。

【知的財産の保護強化】

特許審査迅速化法（仮称）を制定する
医療関連行為の特許保護の在り方を検討する
知的財産高等裁判所の創設を図る
世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

特許審査迅速化法（仮称）の制定

優れた発明の事業家を促し経済の活性化につなげるためには、特許審査の迅速化が不可欠である。近い将来80万件に上ると予想される審査未着手案件等の滞貨を縮減するため、審査期間の短縮目標を定め、外部人材の活用により任期付審査官を配置し、関係法令の改正など、特許審査の迅速化に必要な措置を包括的に定めた特許審査迅速化法（仮称）を2004年度通常国会に提出する。

医療関連行為に関する特許保護の在り方の検討
患者がより先進的な医療を受けられるなど、国民の保健医療水準の向上に資する有用で安全な医療技術の進歩を促進する観点から、医療関連行為の特許法上の取扱いについて幅広く検討を行い2004年の早い時期に結論を得る。

知的財産高等裁判所の創設を図る

内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設につき、必要な法案を2004年の通常国会に提出することを目指し、その在り方を含めて必要な検討を行う。

世界特許システムの構築に向けた取組の強化

世界特許システムの構築のため、先行技術調査結果・審査結果を相互に利用するなど、国際的な審査協力を推進する。また、世界知的所有権機関(WIPO)における特許協力条約(PCT)や実体特許法条約に関する議論等を積極的に進める。

【模倣品・海賊版対策】

外国市場対策を強化する
水際及び国内での取締りを強化する
・輸入者等の情報の開示
・当事者の主張に基づく迅速な侵害判断の仕組み
官民の体制を強化する

模倣品・海賊版などの知的財産権侵害品により被害を被っている我が国企業数は年々増加しており、その被害額も拡大の一途を辿っています。特に近年では、従来の商標権(マーク)侵害品に加え、意匠権(デザイン)や特許権についての侵害品の比率が増加し、侵害する側の技術レベルの向上が指摘されており。また、情報技術の発展に伴いインターネット上に音楽ファイルの無許可コピーが大量に出回るなど、新たな対応が求められる侵害形態も出現しています。このため、(i)外国市場対策の強化、(ii)水際及び国内での取締りの強化、(iii)官民一体となった連携体制の強化などを早急に推し進める必要があります。

このような問題意識から、推進計画の中では、以下のような施策を盛り込んでいます。

外国市場対策を強化する

外国市場における模倣品・海賊版対策として、我が国の企業の諸外国での知的財産に関する権利取得及び権利行使を支援していくほか、情報ネットワークの構築や官民連携の取組を強化する。また、政府は、侵害が発生している国に対して、FTA(自由貿易協定)などの二国間交渉、WTOやAPECなどの多国間交渉を通じて、積極的に働きかけるとともに、今後のODAによる知的財産制度の整備・執行への支援を強化する。

水際及び国内での取締りを強化する

税関において、模倣品・海賊版の輸入差止めがなされた場合、税関が輸入者、輸出者の氏名等の情報を権利者に開示できるように関税定率法等関連法の改正法案を2004年通常国会に提出する。また、当事者の主張に基づく迅速な侵害判断の仕組みについて、新たな行政機関の整備、裁判所の活用、関税手続きの改正などを含め幅広く検討し、2004年度中に結論を得る。

官民の体制を強化する

政府が一体となって知的財産権侵害対策に取り組むため、関係省が効果的に連携する体制につき検討し、2004年度中に整備するとともに、企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを開催する。

(3) 活用分野

知的財産の戦略的活用を支援する
・信託制度等を活用する
国際標準化活動を支援する
・産学官による戦略的な国際標準化活動を強化する
・技術標準に資するパテントプールを支援する
知的財産活用の環境を整備する
・中小・ベンチャーの活性化

知的創造活動により優れた成果が創出され、適正に保護されたとしても、それが有効に活用されなければ、いわば「宝の持ち腐れ」となってしまう、経

済再生に結びつけることはできません。このため、企業等は、自らの事業活動の中で知的財産が持つ付加価値を最大限に発揮させることが求められると同時に、政府もそれを容易にするための環境を整備する必要があります。

また、グローバルな競争が激化する中、我が国企業が知的財産を活用して世界的な市場を獲得するためには、官民一体となった国際標準活動を展開する必要があります。

このような問題意識から、推進計画の中では、以下のような施策を盛り込んでいます。

知的財産の戦略的活用を支援する

知的財産重視の経営戦略を推進するため、企業が持つ知的財産の情報開示や価値評価手法等の在り方を整理する。また、知的財産の管理及び流動化の促進に向けて信託制度を活用することとし、管理信託については、管理会社やTLOの参入を原則自由にする等、2003年度中に所要の法整備を行い、流動化信託についても、知的財産を信託業の対象とするとともに、一般事業会社の参入を認めるよう、2003年度中に信託業法の改正等を行う。

国際標準化活動を支援する

国の研究開発プロジェクト等において、将来的にその成果の普及が期待され、広く社会に影響を及ぼす可能性の高い研究開発については、早期の段階から標準化戦略を作るとともに、標準化のための財源の確保を図るなど、研究開発、知的財産権取得、標準化を一体的に推進する。さらに、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）及び国際電気通信連合（ITU）といった国際標準化機関への対応に関して連携を図るなど産学官による戦略的な国際標準化活動を強化する。また、技術標準の効率的な活用が図られるようパテントプールの形成を支援するとともに、パテントプールに参加しない権利者等の取扱いを検討する。

知的財産活用を環境を整備する

中小・ベンチャー企業に対して、特許出願費のみならず、弁理士費用や知的財産権の保護を支援するための施策等を検討するなど、知的財産を活用して中小・ベンチャーを活性化する。

(4) コンテンツ分野

魅力あるコンテンツを創造する

- ・プロデューサー、創作者等人材の養成
 - ・商品ファンド、信託の活用など資金調達手段の多様化
 - ・「日本ブランド」の向上など環境の整備
- 「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う

- ・技術的側面からの保護（権利管理システム等の開発・普及・標準化）
- ・法的側面からの保護（書籍に関する貸与権などの検討）

流通を促進する

- ・海外進出支援やインターネットなど新たな流通経路へのコンテンツ活用
- ・データベース構築、ビジネスモデル開発など流通システム整備
- ・コンテンツ業界の取引適正化・構造改革

映画、アニメ、ゲームソフトなど我が国のコンテンツは、世界的に高い評価を受けています。こうしたコンテンツビジネスを飛躍的に拡大させるためには、魅力あるコンテンツを創造し、それを適正に保護した上で、広く国内外への流通を促進させていくことが重要となります。しかしながら、現状においては、近年の急速なデジタル化・ネットワーク化への対応が必ずしも十分ではない上に、業界独特の慣習や人材不足、さらには海賊版問題の深刻化に代表されるように、その保護への対応も遅れていると言わざるを得ません。

このような問題意識から、推進計画の中では、以下のような施策を盛り込んでいます。

魅力あるコンテンツを創造する

魅力あるコンテンツを創造するため、プロデューサーや創作者等人材の養成のための育成プログラムの策定や育成機関の設置について支援を行うほか、コンテンツに係る商品ファンド、信託の活用など資金調達手段の多様化を推進する。また、コンテンツを活用して「日本ブランド」の向上を図るなど、環境の整備を行う。

「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う

権利を適正に保護しつつコンテンツの活用を進めるため、権利管理システムの開発・普及や標準化を推進するなど、技術的側面から保護を支援するほか、書籍に関する貸与権の付与の検討等、法的側面からも保護を強化する。

流通を促進する

海外進出支援やインターネットなど新たな流通経路のコンテンツの開発・流通等を支援するほか、データベース構築、ビジネスモデル開発など流通システム整備やコンテンツ業界の取引適正化・構造改革を行う。

(5) 人材育成分野

知的財産関連人材を養成する

- ・弁護士、弁理士の大幅な増員と資質の向上
- 知的財産教育・研究・研修を推進する
- ・法科大学院、技術経営大学院、知的財産専門職大学院などにおける知的財産教育の充実を推進
- ・夜間の講座開設等大学における社会人への知的財産教育の充実

国民の知的財産意識を向上させる

- ・知的財産に関する啓発活動の強化

「知的財産立国」実現のためには、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、ライセンス契約などの高度な専門サービスを提供できる人材の育成が急務となっています。このため、知的財産に習熟した国際競争力のある弁護士・弁理士など専門人材の充実を図るとともに、質・量ともに充実した知的財産教育を推進することにより、法律・技術・経営などの各領域に通暁した融合系人材の養成を図る必要があります。

このような問題意識から、推進計画の中では、以下のような施策を盛り込んでいます。

知的財産関連人材を養成する

弁護士、弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を

充実する。また、知的財産法を司法試験の選択科目にすることを検討するなど、知的財産教育と司法試験の連携を図る。

知的財産教育・研究・研修を推進する

法科大学院、技術経営大学院、知的財産専門職大学院などにおける知的財産教育の充実を推進する。また、夜間の講座開設等大学における社会人への知的財産教育を充実する。

国民の知的財産意識を向上させる

児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに知的財産に関するセミナーを開催する等、知的財産に関する啓発活動の強化を行う。

3. おわりに

以上、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の概要を紹介しました。ここで紹介した施策は、あくまで主な施策の概要であり、推進計画ではより詳細な項目に分けて施策を記載しています。推進計画に記載された施策については、今後、担当となった関係府省において更に具体化されることが急がれます。また、知的財産戦略本部としても、推進計画を踏まえた関係府省の活動について継続的にフォローアップしていくこととしています。

最後に、知的財産戦略本部でも紹介された言葉を紹介します。

「私は、かなり現実に拘泥せずに世界を見つめていたつもりであるが、やはり日本の現状に心をとられ過ぎていた。今や世界はものすごいスピードで進歩している。」

これは、今から50年前の本田宗一郎氏の言葉です。知的財産政策の重要な役割を担う特許庁は、この推進計画を第一歩として、「知的財産立国」の実現に向けて、立ち止まることなく、改革を進めていくことを期待されています。

「知的財産戦略推進計画」は、官邸のホームページをご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.html>